

京 都 大 学 学 位 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条 修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条 (同 左)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>